

令和5年度 第2回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和6年2月20日(火)
午後3時から
場 所 湯河原町役場第1庁舎
3階議会協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 協議会委員の変更について
- (2) 真鶴聖苑における火葬等委託の疑義解消に向けた取組みについて

4 案 件

- (1) 令和6年度事業計画（案）について
- (2) 令和6年度協議会予算（案）について
- (3) 令和6年度共同処理事業等の事業費予算について

5 その他

令和 5 年度第 2 回

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会案件

開催日時	令和 6 年 2 月 20 日（火） 午後 3 時
場 所	湯河原町役場第 1 庁舎 3 階議会協議会室

目 次

報告（１）	協議会委員の変更について	… P 1
報告（２）	真鶴聖苑における火葬等委託の疑義解消に向けた取組みについて	… P 5
案件（１）	令和6年度事業計画（案）について	… P 9
案件（２）	令和6年度協議会予算（案）について	… P 12
案件（３）	令和6年度共同処理事業等の事業費予算について	… P 14

報告(1)

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和5年11月22日現在

湯 河 原 町 (9名)		
(職 名)		(氏 名)
副議長	広域行政特別 委 員 長	土屋 誠一
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	村瀬 公大
	広域行政特別 委 員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議 長	山本 俊明
	副議長	室伏 重孝
会 長	町 長	富田 幸宏
委 員	副町長	高橋 正

真 鶴 町 (7名)		
(職 名)		(氏 名)
議 長	広域行政特別 委 員 長	<u>天野 雅樹</u>
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	高橋 敦
	広域行政特別 委 員	加藤 龍
		黒岩 範子
	議 長	田中 俊一
	副議長	<u>海野 弘幸</u>
副会長	町 長	<u>小林 伸行</u>
監 事	広域行政特別 副 委 員 長	高橋 敦

※役 員

[会 長] 富 田 幸 宏

[副議長] 土 屋 誠 一

[副会長] 小 林 伸 行[議 長] 天 野 雅 樹

[監 事] 高 橋 敦

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、公営企業管理者、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

報告（２）

業務委託契約変更契約案

請求基準月	平準化した原契約に 基づく請求予定額 (A)	本来あるべき請求予 定額 (B)	平準化した契約額変 更後の請求予定額 (C)	差額(C) - (A) = (D)
令和5年6月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年7月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年8月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年9月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年10月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年11月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
令和5年12月	1,375,000	1,195,563	1,375,000	0
小計	9,625,000	8,368,941	9,625,000	0
令和6年1月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年2月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年3月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年4月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年5月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年6月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年7月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年8月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年9月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年10月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年11月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和6年12月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和7年1月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和7年2月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和7年3月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和7年4月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
令和7年5月	1,375,000	1,195,563	1,195,563	-179,437
小計	23,375,000	20,324,571	20,324,571	-3,050,429
総計	33,000,000	28,693,512	29,949,571	-3,050,429

◎契約変更額案(減額する額) (C) の総額 - (A) の総額 = -3,050,429円 (D)

◎ (C) の算出方法 ①+②

・ (R5.6~12月) 33,000,000円(当初契約額) ÷ 24月 = 1,375,000円/月

1,375,000円 × 7月 = 9,625,000円・・・①

・ (R6.1~R7.5月) 28,693,500円(R5.6~12月の実態の従事員配置数に沿って全期間の従事員

配置数を見直した場合の算出額) ÷ 24月 = 1,195,563円/月

1,195,563円 × 17月 = 20,324,571円・・・②

◎本来あるべき請求予定額との差額 (B) - (C) = △1,256,059円

真鶴聖苑における火葬等委託の疑義解消に向けた取組みについて

この度は両町の広域行政の運営に際し、真鶴聖苑の火葬等業務において、両町の広域行政の運営に際し、著しい混乱を招いたことに対して深くお詫び申し上げます。

真鶴聖苑の運営については、湯河原町からの事務の委託を受けて真鶴町が民間事業者の業務委託により執行しているところです。ただし、真鶴町の入札等に際して、不適切と思われる事務執行に対する疑義が生じ、湯河原町負担金については、疑義の解消について協議が整うまで暫定的に2023年7月に両町で交わした覚書による額とすることで合意に至っています。

つきましては、覚書第2条に規定されている疑義の解決にむけての解決策及び第3条に規定されている協議事項として、あくまで疑義が解決した場合における湯河原町の負担金額案についてご提示申し上げます。

なお、両町の永年にわたる友好関係と信義に基づき、掛け値なしの赤誠を以ってご提案するものであり、金額交渉をするようなことは毛頭考えていないことを申し添えます。

真鶴町長 小林 伸行

記

一、真鶴町による真鶴聖苑の業務委託契約に係る当時の担当職員による入札事務等の執行について、真鶴町職員綱紀審査委員会に諮るよう既に指示しております。調査審議が終了し、その結果報告書に基づき町長が処罰を決定した際には、結果の如何に拘らずご報告いたします。

一、湯河原町の業務委託に係る負担金額については、2023年4月1日から2025年5月31日までの2年2か月間の総額として、あくまで試算ではありますが、23,644,170円とすることをご提案します。この額は、現委託事業者による2023年6月から12月までの7か月間における職員配置数の実績に基づいて、現在の業務委託契約書に定めた金額の根拠となる人員配置数を2023年6月から2025年5月31日までの2年間にわたって見直し、本来あるべきであった契約金額28,693,512円を算出し、それを管理費割合(407/528)によって按分したものに旧契約期間中の2023年4月・5月分を加えたものです。なお、この負担金額の支払い方法については、湯河原町のご指示のとおりと致します。

一、真鶴聖苑の運営にあたっては、両町の歳出減と収入増を目指すことを模索し、それによって生みだすことができた差益については両町間で按分することをご提案します。

以上

◎業務委託契約変更契約案に基づく負担額の試算

請求基準月	原契約に基づく負担額(A)	覚書を適用した負担額(B)	変更契約後の提案額(C)	変更契約後の真鶴町負担額121/528	変更後の契約額
令和5年4月	763,125	706,597	763,125	226,875	990,000
令和5年5月	763,125	706,597	763,125	226,875	990,000
令和5年6月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年7月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年8月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年9月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年10月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年11月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和5年12月	1,059,896	706,597	921,580	453,420	1,375,000
令和6年1月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年2月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年3月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
小計	12,125,210	8,479,164	10,742,050	4,449,639	15,191,689
令和6年4月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年5月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年6月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年7月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年8月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年9月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年10月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年11月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和6年12月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和7年1月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和7年2月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和7年3月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
小計	12,718,752	8,479,164	11,058,960	3,287,796	14,346,756
令和7年4月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
令和7年5月	1,059,896	706,597	921,580	273,983	1,195,563
小計	2,119,792	1,413,194	1,843,160	547,966	2,391,126
総計	26,963,754	18,371,522	23,644,170	8,285,401	31,929,571

(A)・・・①34,980,000円×407/528（管理費割合※）＝26,963,754円

(B)・・・②11,000,000円÷12か月×407/528（管理費割合※）×26か月＝18,371,522円

(C)・・・③30,673,512円×407/528（管理費割合※）＝23,644,170円

①（R5.4～5月）990,000円×2月＝1,980,000円

（R5.6～R7.5月）1,375,000円×24月＝33,000,000円

1,980,000円＋33,000,000円＝34,980,000円

② 令和4年度年間業務委託料

③（変更契約後の提案額）990,000円×2月＝1,980,000円、1,195,563円×24月＝28,693,512円

1,980,000円＋28,693,512円＝30,673,512円

※407/528（管理費割合）は、過去5年間における湯河原町の年間火葬平均件数/両町の年間火葬平均件数

真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書

真鶴町（以下「甲」という。）が令和5年4月27日に執行した真鶴聖苑火葬等業務委託（以下「令和5年度火葬等業務委託」という。）の入札手続きに関し、落札までの経緯及び落札金額に疑義が生じたことに伴い、令和5年5月31日開催の「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」において、湯河原町（以下「乙」という。）が甲に支払う令和5年度火葬等業務委託に係る負担金の取り扱いについて承認された事項に関し、本覚書を締結する。

（負担金額の変更）

第1条 令和5年度火葬等業務委託の委託期間における火葬場費負担金のうち火葬等業務委託料として乙が負担する額について、令和4年度火葬等業務委託料の精算額である1,100万円を12で除した金額を1月単位の委託料として変更し、甲はこれを用いて算出した額を各年度において乙に請求する。

（疑義の解決）

第2条 甲は、責任をもって当該疑義の解決にあたり、当該疑義の解決のための対応について「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」で説明し承認を得るものとする。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条の承認を得た場合には、第1条で変更した負担金について改めて協議するものとする。

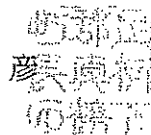
2 甲は、第1条に規定する乙に対する負担金額の変更によって生じる一切の費用（損失、損害、その他費用の如何に関わらず）は甲の負担とし、甲は、乙に対して請求を行わないものとする。

3 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月21日

(甲) 真鶴町長 松本 一



(乙) 湯河原町長 富田 幸宏



案件（１）

令和 6 年度 事業計画（案）

1 共同処理事業等

(1) し尿処理事業

熱海市へのし尿の円滑な運搬のため、貯留施設の適正な維持管理に努めるとともに、当該施設の今後について検討を進める。

(2) 火葬場事業

平成12年の供用開始から23年経過している「真鶴聖苑」の管理運営について、施設・設備に必要な点検・改修を行い、施設の適正な維持管理に努める。

(3) 消防事業

消防・救急・救助活動の充実強化のため、救助活動用資機材の更新配備や、令和 6 年度から 2 箇年かけて消防救急デジタル無線（共通波）の更新をおこなうとともに、消防職員の資質向上のための専門教育及び救急救命士教育研修を継続的に実施するほか、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システム等の適正な運営と維持管理に努める。

(4) 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの水処理設備等改良工事など、事業の円滑な推進を図る。

(5) ごみ処理事業

湯河原町真鶴町衛生組合において、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場を適切に維持、運用し、ごみ処理事業の安定的運営に努めるとともに、足柄下郡 3 町による可燃ごみの共同処理に向け、ごみ焼却施設の「基幹的設備改良工事」に着手する。

(6) 共有土地管理事業

「真鶴町と湯河原町との共有土地の管理に係る事務委託に関する協定」に基づき、共有土地の適正な管理を図るとともに、令和 3 年度に策定した旧採石場跡地利用計画に基づき、採石場跡地での建設残土受入を適正に行い、土地の有効活用に対しても継続して検討していく。

2 西湘バイパスの再延伸について

西湘バイパス再延伸については、早期事業化に向けた国への要望活動を伊豆湘南道路神奈川県西湘地区建設促進協議会、関東国道協会及び神奈川県道路利用者会議において、今後も引き続き要望を行っていく。

また、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会において、具体的な計画策定に向けて協議や要望活動を行っていく。

3 公の施設の相互利用について

両町住民の交流と福祉の向上を図るため「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づく各公の施設に加え、町民割引を実施していただける民間施設の相互利用を促進する。

4 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道135号の上り車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から、道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅等の対策を講じているが、依然として渋滞解消には至っていない。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、渋滞の解消に向けた有効な対策を道路管理者及び交通管理者と引き続き検討していく。

5 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、多様な広域連携を促進し、将来にわたって安全で安心な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ両町の水道事業広域化に向けた検討を行う。

6 し尿等処理について

令和 2 年度から熱海市への事務委託により処理を行っているが、引き続き安定した処理体制の維持を図っていくため、熱海市との連絡を密にし、共同で設置した設備の状況及びし尿等の搬入量等について情報共有していく。

また、し尿等の運搬体制については、引き続き委託業者等と連絡体制を維持し、安定した運用を図っていく。

7 湯河原パークウェイの活用促進について

湯河原パークウェイは、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な路線である。また、箱根・真鶴・湯河原を結ぶ広域道路ネットワークとして地域住民の利便性からも重要な路線であるため、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しや災害に強い道路の整備と安全対策の実施などについて、引き続き協議や要望活動を行う。

8 教育関係事業について

少子化の進展に伴う教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行っていく。

案件（2）

令和6年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会予算（案）

1 収 入

（単位：千円）

項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 分担金		100	100	0	
	1 分担金	100	100	0	湯河原町・真鶴町各50千円
2 繰越金		748	667	81	
	1 繰越金	748	667	81	前年度繰越金
3 諸収入		1	1	0	
	1 諸収入	1	1	0	預金利子
収 入 合 計		849	768	81	

2 支 出

（単位：千円）

項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会議費		50	50	0	
	1 会議費	50	50	0	協議会・幹事会費
2 事務局費		50	50	0	
	1 事務局費	50	50	0	事務用品費・印刷製本費
3 事業費		100	100	0	
	1 事業費	100	100	0	
4 予備費		649	568	81	
	1 予備費	649	568	81	
支 出 合 計		849	768	81	

参考資料

令和 5 年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会収入支出決算見込額

1 収 入											(単位：円)
項	目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 見 込 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	説 明	
		当初予算額	補 正 額	計							
1	1 分担金		100,000	0	100,000	100,000	0	0	0		
			100,000	0	100,000	100,000	0	0	0	湯河原町・真鶴町各5万円	
2	繰越金		667,000	0	667,000	667,677	0	0	677		
		1 繰越金	667,000	0	667,000	667,677	0	0	677	前年度繰越金	
3	諸収入		1,000	0	1,000	6	0	0	△ 994		
		1 諸収入	1,000	0	1,000	6	0	0	△ 994	預金利子	
収 入 合 計			768,000	0	768,000	767,683	0	0	△ 317		

(単位：円)

2 支 出										(単位：円)
項	目	予 算 現 額				支出見込額	不 用 額	説 明		
		当初予算額	補 正 額	予備費充当額	流用増減額				小 計	
1 会議費		50,000		0	0		11,842	38,158		
	1 会議費	50,000		0	0		11,842	38,158	会議食糧費(協議会のお茶代)	
2 事務局費		50,000		0	0		6,969	43,031		
	1 事務局費	50,000		0	0		6,969	43,031	事務用品費(コピー用紙代)	
3 事業費		100,000		0	0		0	100,000		
	1 事業費	100,000		0	0		0	100,000		
4 戻入費		0		0	0		0	0		
	1 戻入費	0		0	0		0	0		
5 予備費		568,000		0	0		0	568,000		
	1 予備費	568,000		0	0		0	568,000		
支 出 合 計		768,000		0	0		18,811	749,189		

(単位：円)

748,872 (令和5年度繰越見込額)

案件（3）

令和6年度 共同処理事業等の事業費予算について

1 し尿処理事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管理費・施設費 (負担割合)	3,412千円 (100.00%)	1,726千円 (50.61%)	1,686千円 (49.39%)
人 件 費 (負担割合)	4,677千円 (100.00%)	2,367千円 (50.61%)	2,310千円 (49.39%)
合 計 【前年度】	8,089千円 【7,502千円】	4,093千円 【3,775千円】	3,996千円 【3,727千円】

※予算算定基礎数値(令和4年度年間処理量)

区 分	し 尿	浄 化 槽	小 計	負 担 割 合
湯 河 原 町	146.20kℓ	3,779.74kℓ	3,925.94kℓ	50.61%
真 鶴 町	83.90kℓ	3,748.16kℓ	3,832.06kℓ	49.39%
合 計	230.10kℓ	7,527.90kℓ	7,758.00kℓ	100.00%

2 火葬場事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管 理 費 (負担割合)	25,763千円 (100.00%)	15,619千円※ (60.63%)	10,144千円※ (39.37%)
施 設 費 (負担割合)	5,715千円 (100.00%)	4,443千円 (77.74%)	1,272千円 (22.26%)
人 件 費 (負担割合)	4,677千円 (100.00%)	3,605千円 (77.08%)	1,072千円 (22.92%)
合 計 【前年度】	36,155千円 【39,112千円】	23,667千円 【30,219千円】	12,488千円 【8,893千円】

※ 令和5年7月21付け真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書に基づき、湯河原町の負担金額を減額し真鶴町の負担金額を増額した金額で算出する。

※予算算定基礎数値

区 分	令和6年度火葬見込み件数(負担割合)	令和5年4月1日現在の人口(負担割合)
湯 河 原 町	407件(77.08%)	23,759人(77.74%)
真 鶴 町	121件(22.92%)	6,805人(22.26%)
合 計	528件(100.00%)	30,564人(100.00%)

上記以外に、他市町村分として80件を見込み

3 消防事業

- (1) 経費の負担方法〔昭和51年 3 月16日付け協議の規約第 3 条第 2 項の規定に基づく
令和 6 年度消防事務受託に要する経費の額及び負担時期の協議による〕

ア 真鶴分署に要する費用は全額真鶴町の負担

ただし、人件費については、管理職及び新採用職員を含む初任教育・専科教育
救急科未修了者等を除く職員の平均人件費にて算出するものとする。

イ 監理、監督に要する費用・管理業務に要する費用は職員数割合で算出、PA連携
業務に要する費用は過去 5 年間の実績業務件数比率で算出

ウ 基本的負担と実績負担に分けて負担する費用は、それぞれ負担対象経費の 1 / 2
を基礎額とし、次の割合で算出

基本的負担と実績負担 に分ける委託業務内容	基 本 的 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)	実 績 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)
救急業務に要する費用 (人件費を除く)	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去 5 年間の実績救急業 務件数比率
救助業務に要する費用	人口比率 行政区域面積比率	過去 5 年間の実績救助業 務件数比率
予防業務に要する費用	防火対象物件数比率	過去 5 年間の実績許認 可・予防事務件数
原因調査業務に要する 費用	人口比率	過去 5 年間の実績火災発 生件数比率
通信業務に要する費用	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去 5 年間の実績救急業 務、救助業務、火災発生 の合計件数比率
マタニティ・サポート 119 事業に要する費用	人口比率	過去 5 年間の実績業務件 数比率 (実績のない場合は人口比率 のみ。)

(2) 真鶴町の負担金額及び負担割合 164,894千円【前年度 171,050千円】

区 分	負担対象経費	負担割合	真鶴町負担金
真鶴分署に要する費用	89,294千円	100.00%	89,294千円
監理・監督に要する費用	95,297千円	17.39%	16,572千円
管理業務に要する費用	36,820千円	16.00%	5,891千円
救急業務に要する費用	10,412千円	1/2×20.72%(基) 1/2×18.92%(実)	2,064千円
救助業務に要する費用	114,878千円	1/4×22.27%(基) 1/4×14.68%(面) 1/2×34.26%(実)	30,290千円
予防業務に要する費用	15,184千円	1/2×18.60%(基) 1/2×17.76%(実)	2,760千円
原因調査業務に要する費用	7,426千円	1/2×22.27%(基) 1/2×26.19%(実)	1,799千円
通信業務に要する費用	65,808千円	1/2×20.72%(基) 1/2×19.19%(実)	13,132千円
マタニティ・サポート 119事業に要する費用	171千円	1/2×22.27%(基) 1/2×14.58%(実)	32千円
PA連携業務に要する費用	21,750千円	14.07%	3,060千円
合 計 【前年度】	457,040千円 【493,695千円】	—	164,894千円 【171,050千円】

※負担割合の（基）は基本的負担、（実）は実績負担、（面）は基本的負担のうち行政区域面積比率による負担を表す。

実績件数比率表（真鶴町）

令和6年度当初予算協議資料

1 業務比率表

※令和5年分については10月1日現在の件数

年別区分 項 目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
救 急 業務比率	湯河原	1,986	1,798	1,761	2,044	1,703	9,292	72.46%
	真 鶴	516	427	476	578	429	2,426	18.92%
	泉	227	209	263	220	187	1,106	8.62%
	合 計	2,729	2,434	2,500	2,842	2,319	12,824	100.00%
救 助 業務比率	湯河原	27	24	31	38	22	142	65.74%
	真 鶴	13	15	20	17	9	74	34.26%
	合 計	40	39	51	55	31	216	100.00%
予 防 業務比率	湯河原	1,121	828	955	1,104	828	4,836	82.24%
	真 鶴	211	185	198	229	221	1,044	17.76%
	合 計	1,332	1,013	1,153	1,333	1,049	5,880	100.00%
原因調査 業務比率	湯河原	4	11	10	4	2	31	73.81%
	真 鶴	2	1	3	3	2	11	26.19%
	合 計	6	12	13	7	4	42	100.00%
通 信 業務比率	湯河原	2,017	1,833	1,802	2,086	1,727	9,465	72.36%
	真 鶴	531	443	499	598	440	2,511	19.19%
	泉	227	209	263	220	187	1,106	8.45%
	合 計	2,775	2,485	2,564	2,904	2,354	13,082	100.00%
マタニティ・サポート 119 業務比率	湯河原	18	11	20	16	17	82	85.42%
	真 鶴	0	3	4	5	2	14	14.58%
	合 計	18	14	24	21	19	96	100.00%
PA連携 業務比率	湯河原	169	153	153	184	153	812	85.93%
	真 鶴	27	34	24	33	15	133	14.07%
	合 計	196	187	177	217	168	945	100.00%

2 人口（救助・原因調査・マタニティ）・防火対象物（予防）比率表・行政区域面積（救助）比率表

※令和5年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	合 計（比率）
人 口（人）	23,583 77.73%	6,755 22.27%	30,338 100.00%
防火対象物（件）	1,265 81.40%	289 18.60%	1,554 100.00%
行政区域面積（km ² ）	40.97 85.32%	7.05 14.68%	48.02 100.00%

3 人口（救急・通信）比率表

※令和5年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	熱海市泉（比率）	合 計（比率）
人 口（人）	23,583 72.32%	6,755 20.72%	2,271 6.96%	32,609 100.00%

4 監理・監督業務比率（職員比率） $12 \div (78-9) = 17.39\%$ ※令和5年10月1日現在5 管理業務比率（職員比率） $12 \div (78-3) = 16.00\%$ ※令和5年10月1日現在

4 下水道事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建設費負担 (負担割合)	92,500,000円 (うち国庫6,250,000円) (100.00%)	59,900,000円 (69.45%)	17,440,000円 (20.22%)	8,910,000円 (10.33%)
下水処理負担 (負担割合)	315,196,330円 (100.00%)	258,178,330円 (81.91%)	11,379,000円 (3.61%)	45,639,000円 (14.48%)
合 計 【前年度】	407,696,330円 (うち国庫6,250,000円) 【720,121,312円】	318,078,330円 【419,127,312円】	28,819,000円 【58,979,000円】	54,549,000円 【57,015,000円】

5 真鶴町水路改修事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	元利償還額	湯河原町	真 鶴 町
9 月 (負担割合)	2,199,947円 (100.00%)	542,947円 (24.68%)	1,657,000円 (75.32%)
3 月 (負担割合)	2,601,941円 (100.00%)	642,159円 (24.68%)	1,959,782円 (75.32%)
合 計 【前年度】	4,801,888円 【4,801,888円】	1,185,106円 【1,185,106円】	3,616,782円 【3,616,782円】

6 ごみ処理事業

両町の負担金額及び負担割合

(単位：千円)

	予算額	財 源 内 訳			
		負 担 金			地方債、 諸収入ほか
		負担金小計	湯河原町	真 鶴 町	
議会費 (負担割合)	736	736	368 (50.00%)	368 (50.00%)	0
総務費 (負担割合)	6,728	6,629	3,315 (50.00%)	3,314 (50.00%)	99
衛生費	1,424,442	502,279	409,993	92,286	922,163
清掃費 (負担割合)	298,244	287,782	234,652 (81.54%)	53,130 (18.46%)	10,462
最終処分場費 (負担割合)	111,019	111,019	90,523 (81.54%)	20,496 (18.46%)	0
粗大ごみ処理施設費 (負担割合)	40,192	33,382	27,219 (81.54%)	6,163 (18.46%)	6,810
廃木材処理施設費 (負担割合)	33,815	26,615	21,701 (81.54%)	4,914 (18.46%)	7,200
選別処理施設費 (負担割合)	22,412	18,152	14,801 (81.54%)	3,351 (18.46%)	4,260
ごみ焼却施設 大規模改修事業 (負担割合)	28,000	300	300 (—)	0 (—)	27,700
剪定枝ストック ヤード整備工事 (負担割合)	20,300	320	320 (—)	0 (—)	19,980
美化センター基幹 的設備改良事業 (負担割合)	870,450	24,709	20,477 (—)	4,232 (—)	845,741
積立金 搬出処分事業用 (負担割合)	10	0	0 (—)	0 (—)	10
公債費	615,303	569,892	476,701	93,191	45,411
大規模改修事業 (焼却・粗大)	121,933	121,933	104,578 (—)	17,355 (—)	0
最終処分場再生事業 (既存廃棄物撤去)	264,327	218,927	167,304 (76.42%)	51,623 (23.58%)	45,400
最終処分場再生事業 (処分場再整備)	229,023	229,023	204,810 (—)	24,213 (—)	0
基幹的設備改良事業	20	9	9 (—)	0 (—)	11
予備費	1,791	0	0 (—)	0 (—)	1,791
合 計 【前年度】	2,049,000 【2,418,000】	1,079,536 【970,900】	890,377 【799,987】	189,159 【170,913】	969,464 【1,447,100】

※地方債、諸収入ほかの内訳

項 目	金 額
地方債等	528,000千円
繰入金	45,400千円
真鶴町負担金（事業）	56,240千円
箱根町負担金（事業）	15,012千円
廃木材処理手数料	5,000千円
有価物売却代ほか	13,742千円
前年度繰越金	11,890千円

※[参考]ごみ搬入量調（令和6年度予算算定基礎数値）

	令和4年11月1日～令和5年10月31日	
	搬 入 量	比 率
湯 河 原 町	11,523.80 t	81.54%
真 鶴 町	2,609.24 t	18.46%
合 計	14,133.04 t	100.00%

7 共有土地管理事業

(1) 湯河原町の負担金額

区 分	管理経費	湯河原町負担額	負担割合
管理に要する 経 費	貸付共有土地	2,416,497円	
	その他共有土地	854,075円	
	小 計	3,270,572円	1,211,419円 持分割合(※) 37.04%
契 約 に 要 す る 経 費		2,048,488円	1,024,244円 1 / 2
徴 収 に 要 す る 経 費		1,294,788円	647,394円 1 / 2
事 務 経 費 (定 額)		40,000円	20,000円 1 / 2
合 計		6,653,848円	
湯河原町負担額 【前年度】			2,903,057円 【2,550,750円】

※持分割合

共有土地総面積 1,740,551.61㎡ (100.00%)

(うち 真鶴町持分 1,095,837.15㎡ (62.96%))

(うち 湯河原町持分 644,714.46㎡ (37.04%))

(2) 貸付料等収入額

共有土地 持 分	区 分	貸付料等	真鶴町分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯 河 原 町 (35/100)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	465,128円 (465,128円) (0円)	302,333円 (302,333円) (0円)	162,795円 (162,795円) (0円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,125,194円	1,381,376円	743,818円
真 鶴 町 (125/200) 湯 河 原 町 (75/200)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	48,868,776円 (47,268,776円) (1,600,000円)	30,542,985円 (29,542,985円) (1,000,000円)	18,325,791円 (17,725,791円) (600,000円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,449,728円	906,080円	543,648円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		54,081,133円 (52,481,133円) (1,600,000円) 【69,764,707円】	33,865,788円 (32,865,788円) (1,000,000円) 【43,668,022円】	20,215,345円 (19,615,345円) (600,000円) 【26,096,685円】